

1. 議事日程

〔令和7年第2回安芸高田市議会6月定例会第18日目〕

令和7年6月27日  
午前10時開議  
於 安芸高田市議場

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 議案第45号 安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例  
日程第3 議案第46号 安芸高田市議会議員及び安芸高田市長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例  
日程第4 議案第47号 安芸高田市農業委員会委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例  
日程第5 議案第50号 財産の取得について（吉田地区認定こども園用地）  
日程第6 発議第2号 地方財政の充実・強化に関する意見書について  
日程第7 発議第3号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度負担率の引上げをはかるための2026年度政府予算の拡充を求める意見書について  
日程第8 議会改革特別委員会の設置について  
日程第9 議員派遣の件について  
日程第10 閉会中の継続調査の件について

2. 出席議員は次のとおりである。（16名）

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 益 田 一 磨 | 2番  | 佐々木 智 之 |
| 3番  | 熊 高 慎 二 | 4番  | 浅 枝 久美子 |
| 5番  | 小 松 かすみ | 6番  | 南 澤 克 彦 |
| 7番  | 山 本 数 博 | 8番  | 新 田 和 明 |
| 9番  | 山 根 温 子 | 10番 | 児 玉 史 則 |
| 11番 | 大 下 正 幸 | 12番 | 熊 高 昌 三 |
| 13番 | 宍 戸 邦 夫 | 14番 | 金 行 哲 昭 |
| 15番 | 秋 田 雅 朝 | 16番 | 石 飛 慶 久 |

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 会議録署名議員

7番

山 本 数 博

8番

新 田 和 明

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（16名）

|               |         |             |         |
|---------------|---------|-------------|---------|
| 市 長           | 藤 本 悦 志 | 副 市 長       | 杉 安 明 彦 |
| 教 育 長         | 猪 掛 公 詩 | 危 機 管 理 監   | 神 田 正 広 |
| 総 務 部 長       | 新 谷 洋 子 | 総務部政策統括監    | 佐々木 満 朗 |
| 企 画 部 長       | 高 下 正 晴 | 市 民 部 長     | 内 藤 道 也 |
| 福祉保健部長兼福祉事務所長 | 井 上 和 志 | 産 業 部 長     | 小 櫻 静 樹 |
| 建 設 部 長       | 佐々木 宏   | 消 防 長       | 吉 川 真 治 |
| 教 育 次 長       | 柳 川 知 昭 | 総 務 課 長     | 玉 井 郁 生 |
| 財 政 課 長       | 沖 田 伸 二 | 政 策 企 画 課 長 | 黒 田 貢 一 |

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（4名）

|         |         |           |         |
|---------|---------|-----------|---------|
| 事 務 局 長 | 高 藤 誠   | 事 務 局 次 長 | 國 岡 浩 祐 |
| 総 務 係 長 | 日 野 貴 恵 | 主 事       | 波多野 奈 美 |

~~~~~○~~~~~

午前10時00分 開議

○石 飛 議 長 定刻になりました。  
ただいまの出席議員は16名であります。  
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。  
日程に入るに先立ち、議会事務局長に諸般の報告をさせます。  
高藤事務局長。

○高藤事務局長 諸般の報告をいたします。  
第1点、市長より、3,000万円以上1億5,000万円未満の工事請負契約の締結について、5件の報告がありました。第2点、監査委員より、令和7年5月分の例月出納検査の報告がありました。  
それぞれ写しをお手元に配付しておりますので御了承ください。  
以上で諸般の報告を終わります。

○石 飛 議 長 以上で、諸般の報告を終わります。  
続いて、本日の会議の運営について、過日、議会運営委員会を開き、御協議いただいておりますので、その結果について議会運営委員長の報告を求めます。  
大下議会運営委員長。

○大下議会運営委員長 本日の会議の運営につきまして、6月24日、議会運営委員会を開き、次のとおり決定いたしましたので、報告をいたします。  
追加案件となる議案第50号並びに発議第2号、第3号の3件は、委員会付託を省略し、提案理由説明の後、質疑、討論、採決を行うことといたしました。  
次に、議会改革特別委員会の設置についての取扱いについて協議を行い、議長より提案後、採決を行うことといたしました。  
また、議員派遣の件につきましては、中国治水期成同盟会連合会総会及び地域懇談会に係る議員派遣について採決を行うことといたしました。  
以上で報告を終わります。

○石 飛 議 長 以上で報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○石 飛 議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により、議長において7番山本議員、及び8番 新田議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 議案第45号 安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

日程第3 議案第46号 安芸高田市議会議員及び安芸高田市長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例の一部

を改正する条例

○石 飛 議 長      日程第2、議案第45号「安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」の件及び日程第3、議案第46号「安芸高田市議会議員及び安芸高田市長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例」の件の2件を一括して議題といたします。

本案2件は、総務文教常任委員会に付託されておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。

山根総務文教常任委員長。

○山根総務文教常任委員長      総務文教常任委員会委員長報告をいたします。

令和7年6月10日付けで、本委員会に付託されました議案の審査結果について報告をいたします。

付託のあった議案について、6月20日に委員会を開き、審査を行いました。

議案第45号「安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、選挙長、投票管理者、開票管理者、投票立会人、開票立会人、選挙立会人の報酬額を基準額に合わせて改正するとともに、職務時間が投票時間に満たない場合における報酬額について、時間単位での報酬額を支給できるものに投票管理者を追加し、規定文を整理するものとの説明がありました。

次に、議案第46号「安芸高田市議会議員及び安芸高田市長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例」は、公職選挙法施行令の一部を改正する政令で、選挙運動費用の公費負担の額が引き上げられたことに伴い、条例の関連規定を改正し、併せて、据え置いていた選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担限度額等を、公職選挙法施行令に準じて改正するものとの説明がありました。

審査の過程において、委員より「なぜ今回のタイミングで改正をするのか。」との質疑があり、執行部より「政令改正では、物価の変動等を踏まえて、選挙公営に係る限度額の引上げが行われている。このたび、据え置いていた一般運送契約による自動車使用料と選挙運動用ポスター作成費用の企画費に相当する額の引上げを行うのは、当初、市で公費負担を導入した際、県内の類似の市を参考にしたが、広島市、東広島市等では、公費負担を施行令の限度額と定められており、候補者間の選挙運動において平等を確保できない状況になっているためである。」との答弁がありました。

また委員より「過去、条例改正は何度行われたのか。」との質疑があり、執行部より「平成23年に条例を制定し、平成28年及び令和4年に改正している。」との答弁がありました。

また委員より「企画費について、平成28年の条例改正では、国の基準額より約20万円低い金額であったが、根拠を伺う。」との質疑があり、執行部より「条例制定時に他市を参考にし、国が定める限度額の3分の1で定めていたため、平成28年の改正でも同様とした。」との答弁がありました。

また委員より「令和4年の改正では、選挙カーのハイヤー方式とレンタカー方式の上限額は同額であったが、このたびの改正ではハイヤー方式の限度額が上がり、レンタカー方式と差額が生じるが、改正の根拠を伺う。」との質疑があり、執行部より「このたびの政令改正は、経済情勢に合わせることに趣旨である。他市の状況を見た際、今まで差額を改正される自治体がなく変えていなかったが、今回の政令改正に伴い、差額を改正されるとの意向を示された自治体もあり、改正後で県内11の市が基準にそろえることになりそうである。この際、本市も合わせて改正を行いたいと考える。」との答弁がありました。

また委員より「今回の改正は、前回の市長選挙、市議会議員選挙の収支報告データを参考として判断されたのか。」との質疑があり、執行部より「総務省が価格調査を行った結果、公職選挙法の施行令が改正されたことがこのたびの改正案の根拠である。市が独自で調査をしても、公正な単価を反映している証明ができかねる。」との答弁がありました。

質疑後の討論において、反対討論があり「安芸高田市において過去、国の基準より少ない公費負担でも充足していたこと、市場価格と全国的な公費負担上限額等が乖離している可能性があること、市の自主財源が厳しい中、一般財源を原資とする上限額上げは適当と思えない。」との意見がありました。

また委員より「施行令改正の趣旨に従って条例改正されるということであるが、本来は安芸高田市の中でも金額の裏付けをとって判断すべきと考える。」との意見がありました。

次に賛成討論があり、「選挙の公平性と、あらゆる人が参画しやすい形が選挙費用の公費負担であるため、このたびの条例改正は必要と考える。」との意見がありました。

以上2議案について、慎重に審査し、採決した結果、議案第45号については、原案のとおり可決すべきものと決し、議案第46号については、原案を否決すべきものと決しました。

以上、報告といたします。

○石 飛 議 長      以上で、委員長の報告を終わります。

ここで、議案第46号に対し、南澤議員から修正案が提出されておりますので、提出議員の説明を求めます。

南澤議員。

○南 澤 議 員      6番、南澤克彦です。

修正動議の説明を申し上げます。

議案第 46 号「安芸高田市議会議員および安芸高田市長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例」に対する修正動議です。

発議者は、市議会議員の南澤克彦と浅枝久美子議員です。

上記の動議を地方自治法第 115 条の 3 および会議規則第 17 条第 1 項の規定により、別紙の修正案を添えて提出します。

修正は、第 11 条選挙運動用ポスターの作成における公費の支払いのうち、改正後の 31 万 6,250 円を改正前の 10 万 5,417 円に戻すため、所要の修正をするものであります。

それでは、提案理由を申し上げます。

本議案は、当市の議会議員および市長の選挙における選挙運動費用の公費負担の上限を、国の定める公職選挙法施行令に合わせて変更するものです。執行部は提案理由の説明の中で、市が独自に金額を判断する仕組みを持たないため、国が示す額に準ずるのが合理的であると述べられました。確かに、今回改正の提案があったハイヤー方式を調査すると、当市でも 1 時間当たり 6,000 円が相場であります。選挙カーを使った街宣活動は朝 8 時から夜 8 時までと決められており、12 時間の間で途中休憩を勘案し、1 日当たり 10 時間から 11 時間とすると 1 日の費用は 6 万円から 6 万 6,000 円となり、今回の改正額 6 万 4,500 円は妥当な額と言えます。

同様に、ビラの作成費を 1 枚当たり 0.65 円、ポスターの作成費を 1 枚当たり 45.57 円引き上げるのは、いずれも昨今の物価高騰を勘案すれば妥当と考えます。

しかし、ポスターの企画費については、現行の 10 万 5,417 円で、前回の選挙のほとんどの候補者が充足している状況です。

そんな中、これを約 3 倍に当たる 31 万 6,250 円まで引き上げることは、財政難の折、住民感情として、理解、賛同を得ることは難しいと判断しました。

確かに、市長の答弁にあったとおり、これはあくまで上限額で、市の財政状況に無頓着な立候補者は出るべきではないし、有権者もそういった議員を選ばなければよいのですが、選挙の最中には、このポスター企画費に幾らかけたかを知ることとはできません。それが現在の仕組みです。

厳しい財政状況の中、僅か 1 週間しか掲示されない選挙ポスターにこれまでの 3 倍の企画費をかけられるようにする今回の改正案は、住民として看過できません。市が独自の判断をしないとすれば、住民を代表して、議会が決めるべき事案であると判断しました。

したがって、本修正案を提出いたします。同僚議員の皆様、御賛同いただきますよう強く訴え、提案理由といたします。

○石 飛 議 長      以上で、説明を終わります。

これより質疑に入ります。初めに委員長報告に対し、質疑はありませんか。

(質疑なし)

○石 飛 議 長 質疑なしと認めます。続いて、修正案に対して、質疑はありませんか。益田議員。

○益 田 議 員 市政に対しての質疑です、本会議で3回しかできないということなんで、ちょっと長くなってしまうことを御容赦いただきたいんですが、今回、ビラ、ポスターの基準のところについての説明、先ほどの説明はおおむね理解できたかなと思うんですが、選挙カーのところですね、全国水準としては6万4,500円の基準が安芸高田市だと平成23年度からずっと一貫して継続して、レンタカー方式と同様の基準額、ハイヤー方式、今回の引上げと比べると20万弱、安芸高田市は低い基準で行ってたものがあります。ハイヤーの1時間6,000円ほどが相場という先ほどの提案理由の説明の中にあつたかと思うんです。この相場観自体はいわゆるその当時の平成23年度、それから改定があつた平成28年度、以前もあつた令和4年度、この改訂時のときには、果たして同じような金額の基準だったのか。要は、今回、令和4年度までずっと継続していたものを令和7年度でいきなり上げるというここの明確な根拠をもう少し詳しく伺ってみたいと思います。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。南澤議員。

○南 澤 議 員 お答えいたします。

これまでは、レンタカー方式と同じ金額でハイヤー方式の金額は決まっていたということですが、相場から考えると随分足りない額で運営をしていたと思います。したがって、相場からすると業者の方が無理をしてその仕事を受けるか、あるいは追加費用を候補者自身が負担をして運営をしていたということだと思います。選挙の平等性がこの条例案の本旨だと思うんですけれども、車を持たない方が選挙カーを使った運動をしようと思ったときに、自費の負担がどうしても必要になってしまいうのがこれまでの状況でした。これを今回、上位法というか、国のほうで公職選挙法の施行令が改正されたことに伴ってこのタイミングで上げようということを執行部のほうが提案されましたので、そのタイミングで改正をしたらどうだろうかというのが私の考えです。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。益田議員。

○益 田 議 員 執行部のほうからも確かに今回提案で上がってきたので、この機会にというのはおおむね理解できないことはないんですが、この法改正に伴ってということと、安芸高田市の独自基準であつたものを同時に引

き上げるというところをちょっと混同したくないなどは考えてまして、要は令和4年度にも、その際は、安芸高田市の基準はそのまま据え置くと、全国的なものより下回ってる状態でそのまま令和4年度に提案されてたわけで、その際に当時の議会は質疑なしでそのまま、いわゆる動議議員がおっしゃる今までも基準に合ってなかったんじゃないかと、一般的な水準に合ってなかったんじゃないかという課題が、令和4年度当時からあったのかというところがすごく疑問に感じるんですね。

この今までそれをよしとして議会としても可決してきたものに対して今回、それは違うんだというのであれば、やはり今回に限ってそれを上げなければいけない、要は即座にやらなければいけない理由というのがもう少し必要かなと考えるんですが、その辺り一応令和4年の当時からそういった課題感というものを持っていらっしゃったのか、あるいは当時はもう当時として全く課題としては認識されてなかったのか、その辺りちょっとお伺いしたいなと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。  
南澤議員。

○南 澤 議 員 議会全体というより一議員としての答弁になるかと思いますが、当時、確かにおっしゃるとおり、レンタカーと同じ価格で条例改正がされているんですけども、そのとき、正直、私気になりませんでした。  
今回、執行部のほうからハイヤーの価格について国の基準での改正を提案されたときに、ああ、そうかということで調査をして初めて気づいたということでございます。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。  
益田議員。

○益 田 議 員 最後に、もしこの議案、修正案が仮に賛成となったときに、現状のお考えで結構なんですけど、金額が変わったことで、やっぱり今までレンタカー方式で出されていた選挙カーをもし次回使うとしたらハイヤー形式でやってみようかといった利用者側の目線もあって、こういう修正案の提出になったのか、あるいはそういう利用者目線等は特にないのか、その辺りだけ最後伺いたいと思います。

○石 飛 議 長 益田議員にお尋ねします。  
修正案に対しての質疑ならいいですが、このもともとの原案に対する質問のように聞こえてくるんですが。  
益田議員。

○益 田 議 員 修正案を出される際に、原案の一部分についてはそのまま、いわゆる賛同されるっていう形のみではないというふうに今判断したんですね。要は、委員会で今回行われた議論としては、原案に対して行われた議論としては、ポスター代と選挙カーのハイヤー方式のところ、この二つは今まで市の独自基準があったものに対して、今回二つとも引き上げると

いうところがあって、委員会では結果的にもう少ししっかりと慎重に議論すべきだという意見も上がりながら、ポスター代の企画費、それから選挙カーのハイヤー方式、二つとも現状維持のまま出すという形で結果的には否決をされていると認識してるんです。

ただ、今回それを受けての修正案の提出の際には、選挙カーについてはこういった事情があるから、原案のまま提出すると。ただ一方で、ポスターに関しては、企画費の相当のところですね、これをやはり委員会であったことも少なからず意見に反映された上で、そこは修正案として今回修正をされたというところなんで、そうするとやはりなぜじゃあ選挙カーのところだけは逆に修正をせずに至ったのかというところに対して、修正案についての質疑という形で出させていただいています。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

南澤議員。

○南 澤 議 員 ちょっと議長の質疑、もともとの質疑を見失ってしまっていて、もう一度お願いいたします。すいません。

○石 飛 議 長 すいません、益田議員、もう一度簡単明瞭にポイントを絞って、質疑していただきたいと思います。

益田議員。

○益 田 議 員 要は、この修正案賛成となったときに、ハイヤー方式の金額は今回執行部が出されたものと同じように据え置かれるということです。じゃあ当事者としていわゆるあくまで現状のお考えで結構なんですが、金額が変わることで、今までレンタカー方式で出されていた選挙カーをもし次回選挙に臨むとしたらハイヤー方式でやってみようかといった利用者側の目線があつての、今回こういった修正案のところになるのか、そういった利用者目線等は特にはないのかというところで、お伺いをしたいなと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

南澤議員。

○南 澤 議 員 私個人としては、ハイヤー方式を採用するつもりは、次回選挙に出るとして、ございませんが、そういう例えば車を持ってない方とか、そういう方が選挙カーを使いたいとなったときには、こういう方式があり得るのではないかなというふうに思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

佐々木議員。

○佐々木議員 修正案の提案理由の一つに、物価高騰を理由としてっていうところがあったと思うんですけども、企画費は据え置かれるのは、企画費の中にも人件費、人が動いたり、労務が発生していると思うんですけども、それを据え置く理由を教えてくださいなと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。  
南澤議員。

○南 澤 議 員 人件費のことについては確かに高騰しているかと思うんですけども、現状、実際、さきの選挙で私自身もポスターを作っているわけなんですけれども、その際に特に今の企画費で厳しいということは聞いてなくて、十分やっていけるという額だというふうに聞いているところから、ここはそのまま大丈夫だろうという判断をしております。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。  
ほかに質疑はありませんか。  
小松議員。

○小 松 議 員 先ほどポスターの作成費の企画費の据置きっていうのは話、提案があったんですけども、単価については物価高騰で妥当との説明はあったんですが、その根拠というものがあればもう少し詳しくお聞かせください。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。  
南澤議員。

○南 澤 議 員 こちらについては、日本銀行の国内企業物価指数というのを調べてみました。調べたところによると、2020年と比較して2025年ですね、紙やパルプなどは5年前と比較して25%値上がりしていることが分かりました。

今回の条例改正案は、8.4%、ポスターもビラも 8.4%上げるものです。今回は 2022 年から 2025 年にかけて 3 年間の間でこの 8.4%を上げるわけなんですけれども、これが物価 25%上がってるうちの範囲内に収まっているというところで、額としては一致はしてないんですけども、期間も違うということの中で、この 25%の中の範囲に収まっているということで妥当性があるのではないかと、また国が、私個人ではなくて国の専門機関が調査をしてこの数字を叩き出しているの、そちらを信用に値すると考えております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。  
ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

○石 飛 議 長 質疑なしと認めます。  
以上で、質疑を終了いたします。  
これより本案2件を個別に討論、採決を行います。

まず、議案第45号「安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」の件に対する討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

○石 飛 議 長 討論なしと認め、以上で討論を終結いたします。

これより、議案第45号「安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○石 飛 議 長 起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 46 号「安芸高田市議会議員及び安芸高田市長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例」の件に対する討論を行います。討論はありませんか。

(討論あり)

討論がありますので、これより討論を行います。

討論は、修正案も含めての討論を行います。

まず、修正案に反対し、原案に対する賛成討論の発言を許します。

新田議員。

○新 田 議 員 8番、新田和明でございます。

賛成の立場で討論を行います。

議案第 46 号「安芸高田市議会議員及び安芸高田市長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例」について、賛成の立場で一言申し上げます。

提案された条例改正案は、令和 7 年 6 月付けで 6 月に公布されました。公職選挙法の改正や、また令和 7 年、同じく先ほど話がありました法改正もされております。またこの内容について、現在施行されている条例を整理し、国の法改正に準じて提案であると執行部のほうから説明があったと受け止めております。

総務文教常任委員会のほうでは、委員より少子高齢化の流れ、また自主財源が縮減している、一般財源を使って選挙費用をもっと考えるべきとか様々な意見が述べておりました。

改正内容として、先ほど話がありました選挙カーとして利用している、またこれはハイヤー、レンタカーですね、またポスターの作成費、またビラの作成費等、特に改正案の中で、今までの限度額と大きく差が出ているのがこのポスター代であります。

私は今回、変更される予定の上限額を全て使って選挙に臨むことについて、使い切る必要はない、あくまで上限額だと理解しております。今後において決められたルールをつくり、議会内で議論を尽くし、結論を出すことも大切ではありますが、今回の条例改正案で、全国の条件に合わせることに於いて、公費負担が増えた分、候補者自身の選挙活動をハード面で大きく活用でき、また支えることにもつながっていくと考えま

す。

また一方では、我々議員は地方自治の立法を預かる立場として、高い倫理観を持って判断する必要があると、そのようにも考えております。

公費負担の上限額が引き上げられることで、選挙へ関連する業者の方も緊張感を持って、社会通念、また経済の動向などを考慮した上で、最終的に試算され、妥当な価格を御提示いただけるものと私は考えております。

したがって国が示した負担をもとに条例改正をしていく今回の改正について、賛成とさせていただきます。

以上です。

○石 飛 議 長 次に、原案及び修正案に対する反対討論の発言を許します。

益田議員。

○益 田 議 員 議案第46号「安芸高田市議会議員及び安芸高田市長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例」について、原案及び修正案に反対の立場で討論いたします。

この議案はいずれも公費で負担される選挙カーにかかる費用、ビラ作成に関わる費用、ポスター作成に関わる費用の3点を増額しようとするものです。

まず、念のためですが、本来の条例の目的はあくまでも資金力が十分でない人についても選挙に立候補ができ、一定の選挙活動を行うようにするための制度でありますので、選挙の公平性を担保する意味でも条例の意義自体を否定するものでは決してないというところなんです、しかしながら上限額の引上げについては以下の理由で反対をします。

理由としては、安芸高田市において、まず現状の公費負担で充足していることです。本来、自治体ごとに選挙の公営に関する条例を定めるのは、各地で実情が異なることを考慮して独自に公費負担上限額を設定できるようにしているからであって、事実安芸高田市でも過去を振り返るとやはり市の独自基準というものがあり、全国的な基準額よりも、公費負担の上限額は選挙カー、ポスターともに1人当たり20万円ほど少ないところに抑えられておりました。

委員会での質疑においても、平成28年度と令和4年度、二度の改正があっても、いわゆる安芸高田市の独自基準の部分は今までそのまま据え置かれており、過去の議会でも議決されている経緯があることも分かりました。それを大幅に超える形での今回の引上げ案になります。市の一般財源、皆様の税金を原資とする公費負担の上限額引上げは適当とは思えません。

修正案については、ポスターについては市の従来独自基準から上げるのは不適当だが、選挙カーに関しては基準を引き上げてもいいとの考えだと受け止めているんですが、どうしてもやはり今すぐやらないといけないという根拠は乏しいかと考えております。自身の経験からお話し

しますと、過去、現状の公費負担上限の金額でも、ポスターや選挙カー、いわゆるガソリン代等が公費で負担されていることに不満や疑問を持つ方の御意見が幾つも自身の目に耳に入ってきております。先ほど同僚議員からもありましたが、委員会でも言いましたが、少子高齢化による社会保障費の増大ですとか、自主財源の減少もあります。安芸高田市の財政がますます厳しくなることが明白な現状において、公費負担の上限をさらに引き上げるという判断は、納税者の理解が得られるものとは思えません。物価高騰等の要因で例え根拠とする大本の条例等が変更となったことを考慮した条例改正といえど、本市において喫緊の事態、いわゆる増額を妥当と考えられるような実態が伴わない限りは、過去の差額分を無視してまで条例を変更する必要がないと考えております。

次回の市長選、市議選までまだ3年ほどあります。実は、自身でも委員会の時点でも、今回の出されてる修正案の詳細とはまた別ではあるんですが、別で修正案を出すのか、反対でいくのか、いろいろな角度で一応検討はしましたが、今回あえて修正案を出さずに否決をしよう、反対しようとした根拠が、この機会が大変貴重なチャンスであると個人的に捉えました。何がチャンスなのかというと、今回選挙に関わって原案であれば最大で見込みで800万ほど、修正案でもおおむね400万前後、最大で一般財源からの支出増加が見込まれるわけなんですけど、逆に言えば今回こうした提案をしてくださったおかげで、選挙というものに対して、ある程度財源負担をしていこうという覚悟が見られたと勝手に自身では受け止めております。

だからこそこの致し方ない支出の部分、覚悟の部分新しい視点で使うことも、一度検討していただければこれこそチャンスなのではないかなというふうに考えるわけです。投票率を上げる、みんなの声を拾える、取りこぼさない、そういう選挙を目指せるのはある意味今回最初で最後のチャンスかなと思っておりまして、具体的には、例えば投票所の追加、以前選管に確認すると商業施設や湯治村など観光施設に投票所を追加する場合に、独自のインターネット回線を別で引かないとセキュリティとか、どうしてもシステム上難しいと助言をいただいたことがあります。こういうコスト面での導入が難しかったところに、じゃあ今回、挙げられたような予算を使ってもいいんじゃないかと、スポットライトを当てることは検討の余地があるかなと思うんです。例えば、選挙特典の追加ができて、投票に行くことで恩恵を得られる仕組みづくりに予算を使うという考えも、もし予算がつけられるという前提で考えるのであれば、かなり面白い取組になるんじゃないかと思うんです。予算を使って広く市民に見える化を進めていくことができるかなと考えるわけで、これから先、4年後、10年後、20年後と時代に合わせて求められる選挙の在り方も変わってくることが予想されます。

なので、いわゆる選挙カー、ビラ、ポスターという限られた効果だけ

にこの予算を使うのか、それとも何か別の先の時代につながるような新しい取組に予算が使われるのか、こういう話合いの時間を取ることは決して時間の無駄ではなくて、新しい選挙の在り方、これ未来につながることにともなるチャンスであると考えますので、即座に一般財源の使い道を決定づける改正を行うことになる修正案及び議案にはいずれも反対とさせていただきます。

○石 飛 議 長 次、修正案に反対し、原案に対する賛成討論の発言を許します。  
宍戸議員。

○宍 戸 議 員 13番、宍戸邦夫でございます。  
私はこの「安芸高田市市議会議員及び安芸高田市市長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例」に賛成する立場で、討論に参加いたします。

まず、選挙は私たちの生活や社会をよくするまちづくりの根幹に関わる大変重要なことです。そのためにも、私たち1人1人が選挙に関心を寄せ、選挙を身近なものにする必要があります。当然、誰もが選挙に行きやすく、また、立候補しやすい環境をつくることも大切なことです。

選挙に関する規定を定めた公職選挙法は、日本国憲法第15条で明記されている公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障するという憲法の精神にのっとりしています。この公職選挙法に基づく公職選挙法施行令の中で、地方自治体の裁量に委ねられた条例は、今後とも民主主義を基本とする政治行政において、財政にあまりこだわらず、施行令に準じた改正を行うということは大変重要なことと考えます。

以上のことから、執行部の提案理由に理解をしつつ、原案に賛成いたします。

以上です。

○石 飛 議 長 次、修正案に対する賛成討論の発言を許します。  
浅枝議員。

○浅 枝 議 員 議案第46号「安芸高田市議会議員及び安芸高田市市長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例」の修正案に賛成の立場で討論いたします。

先ほどから南澤議員がおっしゃるように、紙代、ガソリン代等、候補者の力だけではどうしようもないところがあります。ですが、企画費等は候補者の努力次第で、改正前の金額で行えると思っております。よって提出者南澤議員に賛成の意を改めて賛同いたして発言いたします。

以上です。

○石 飛 議 長 次、修正案に反対し、原案に対する賛成討論の発言を許します。  
次に、原案及び修正案に対する反対討論の発言を許します。  
熊高慎二議員。

○熊 高 議 員 3番、熊高慎二です。  
議案第46号「安芸高田市議会議員及び安芸高田市市長の選挙における

選挙運動費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例」について、反対の立場で議論をいたします。

総務文教常任委員会の議論、また委員長報告を受け、市民の理解を得られないのではないかと判断をいたしました。

選挙の費用の公費負担ですが、志がある人に選挙にチャレンジしてもらいやすい環境をつくる制度ということですが、昨年の安芸高田市の市長選挙では新人4名、市議会議員では定数16に対し新人6名が立候補しており、新人も挑戦できる環境にあります。

その上で、選挙費用の公費負担については、国の基準に当てはめずに、地域の実態に合わせて市が独自に公費負担を定めるべきだと考えております。さらに言えば、ポスターの公費負担では、提出する契約書の様式を見直し、金額の内訳、企画費、印刷費と別に記載するなど、透明性を図ることも必要ではないかと考えております。次の市長選挙、市議会議員選挙に向けて、さらなる議論が必要だと考え、原案および修正案に反対をいたします。

以上です。

○石 飛 議 長 次 に、修正案に対する賛成討論の発言を許します。  
(討論なし)

○石 飛 議 長 賛成討論なしと認めます。  
次 に、原案及び修正案に対する反対討論の発言を許します。  
佐々木議員。

○佐々木議員 2番、佐々木智之です。

議案第46号「安芸高田市議会議員及び安芸高田市長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例」及びその修正案に対して、反対の立場で討論いたします。

先ほど来から議論の中でありました、この議案に対してなんですけども、総務文教常任委員会でのやり取り含め、自身としてはこれまでの公費負担の限度額というところで可能であった内容でもありますし、自分自身、ネットプリントなどの印刷を見積りをしたりとか、自身で工夫したりっていうところもあったんですけど、まず収支報告書等の明記、内訳というところなんかも、少し不明瞭でしたし、前回の総務文教常任委員会でも副市長のほうですかね、答弁がありましたとおり、今後検証を行っていく必要性はあるかもしれないというところの答弁もあった中で、今時点でこの議案を可決していく、修正案にも可決していくというよりも、今後の慎重な議論を進めていくほうがよいと考え、討論いたします。

以上です。

○石 飛 議 長 次 に、原案及び修正案に対する反対討論の発言を許します。  
山根議員。

○山 根 議 員 議案第46号に原案及び修正案の反対の立場で討論いたします。  
委員会での質疑及び答弁を通じて明らかになったのは、今回の改正案

の根拠が総務省による価格調査の結果を受けて、公職選挙法施行令が改正されたことにあるという点です。さらに施行令の改正の趣旨として、経済情勢や市場の実態に即した水準に見直すことが挙げられ、県内の11の市がその基準に合わせて改正を行う見込みであることから、本市もこの機に合わせて見直すとの答弁が繰り返されました。

しかしながら、これらの説明からは、施行令改正という外的要因に従うことが前提となっており、本市として主体的に財政状況や必要性を精査した上で判断する姿勢が十分に示されたとは言えません。

本市の財政は依然として厳しい状況にあり、限られた財源の中で、何に優先的に支出するか、市独自に吟味すべき局面にあると考えます。

こうした中で、施行令改正の趣旨に沿って一律に上限を引き上げることが、果たして本市にとって妥当かつ必要な措置であるのか、改めて慎重に考えるべきと考えます。

よって、私は本議案に反対をいたします。

○石 飛 議 長 次は、原案及び修正案に対する反対討論の発言を許します。  
児玉議員。

○児 玉 議 員 10番、児玉史則です。

議案第46号に反対の立場で討論をいたします。

本改正案は、公職選挙法の一部改正に伴い、平成23年に策定された当市の条例を、他市町との機会均等を図る目的で提案されております。

平成23年に策定された時点での限度額から現在の適正価格に見合ったものに改正することは、原材料費及び人件費の高騰を考えれば必要な改正であろうと思います。

一方で、このたびの提案は、公費負担が改正前と比較すると、自動車使用料、ポスター作成費は2倍近くに限度額が引き上げられており、職員の人件費などは人事院勧告に基づき改正されることは、当市のような小規模自治体では、人事委員会を設置し調査することは難しい状況で理解できますが、このたびのような特定の業種に限定される改正では、地元事業者や近隣の三次市、庄原市等の事業者などの実態を調べ、事実に基づいた金額を把握し、公職選挙法施行令の一部改正に伴う公費負担分の妥当性の裏づけを一定程度明確にし、合理的見地の視点も加えながら判断すべきものと思います。

本提案はそういった内容説明が欠けており、妥当性不明瞭と判断し、改正案に反対といたします。

○石 飛 議 長 次は、原案及び修正案に対する反対討論の発言を許します。  
(討論なし)

○石 飛 議 長 反対討論なしと認めます。  
以上で討論を終結いたします。

これより、議案第46号「安芸高田市議会議員及び安芸高田市長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例」

の件を、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、否決であります。

まず、本案に対する南澤議員から提出された修正案について、起立により採決いたします。

修正案のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立少数〕

○石 飛 議 長 起立少数であります。

よって、修正案は否決されました。

次に、原案について、起立により採決いたします。

原案について、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立少数〕

○石 飛 議 長 起立少数であります。

よって、原案は否決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第4 議案第47号 安芸高田市農業委員会委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例

○石 飛 議 長 日程第4、議案第47号「安芸高田市農業委員会委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題とします。

本案は、産業厚生常任委員会に付託されておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。

南澤産業厚生常任委員長。

○南澤産業厚生常任委員長 産業厚生常任委員会委員長報告をいたします。

令和7年6月10日付けで本委員会に付託されました議案の審査結果について報告します。

付託のあった議案について、6月24日に委員会を開き、審査を行いました。

議案第47号「安芸高田市農業委員会委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例」は、農地の権利移動や農地転用などに係る農地法の案件について、地区によって担当する農業委員の取扱件数に差があるため、吉田地区の農業委員を1名増とし、高宮地区の農地利用最適化推進委員を1名減とするもので、担当委員の平均化を図るとの説明がありました。

審査の過程において委員より、高宮町の1名減について、「改正後の1人当たりの担当件数が5.2件と2件であり、他の町に比べてまだ件数の割合が少ないと思われるが、1名減とした理由は」との質疑があり、執行部より「農地利用最適化推進委員は、農地法の関係だけでなく、農地パトロールといった耕作放棄地の調査なども含んでいる、人数の激変により負担が増える点も考慮し、1名減とした」との答弁がありました。

さらに、委員より「1人当たりの担当件数は八千代町が多いように感じるが、委員からの意見はないか」との質疑があり、執行部より、「若干多いかもしれないが、今のところは特別聞いていない」との答弁があ

りました。

以上、議案について慎重に審査し、採決した結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告といたします。

○石 飛 議 長 以上で、委員長の報告を終わります。

これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対し、質疑はありますか。

(質疑なし)

○石 飛 議 長 質疑なしと認めます。以上で質疑を終了いたします。

これより本案に対する討論を行います。討論はありますか。

(討論なし)

○石 飛 議 長 討論なしと認めます。以上で討論を終結いたします。

これより、議案第47号「安芸高田市農業委員会委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○石 飛 議 長 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

おおむね、1 時間が経過しましたので、ここで換気のため、11 時 10 分まで休憩とします。

~~~~~○~~~~~

午前 11 時 00 分 休憩

午前 11 時 10 分 再開

~~~~~○~~~~~

○石 飛 議 長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第 5 議案第 50 号 財産の取得について（吉田地区認定こども園用地）

○石 飛 議 長 日程第5、議案第50号「財産の取得について、（吉田地区認定こども園用地）」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 本案は、吉田地区認定こども園用地を取得することについて、安芸高田市議会に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものです。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○石 飛 議 長 以上で、提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

井上福祉保健部長。

○井上福祉保健部長      それでは要点の説明をいたします。  
議案書のほうを御覧ください。

このたび、財産を取得する目的は、現在計画を進めております吉田地区認定こども園整備の用に供するための土地を取得するものです。

取得する土地の概要は、安芸高田市吉田町相合字大柳 1160 番 5 他 10 筆で、面積は 6,547.36 平方メートル、取得価格は 3,499 万 9,548 円です。

面積につきましては、定員 160 名を想定した保育室、遊戯室、調理室等の屋内スペースや園庭など、必要とされる広さを確保できる見通しです。土地の価格につきましては、不動産鑑定士による不動産鑑定評価において算定し、その後、安芸高田市公有財産取得処分等委員会に諮り、承認を得ています。

契約の相手方は、市内在住の個人 1 名の方で、2025 年 6 月 19 日に仮契約を締結しています。

説明資料のほうをお開きください。1 ページ目は取得する土地の位置図、2 ページ目は位置図の詳細となります。取得する土地を赤色で示しております。市が取得した用地を造成し、認定こども園を設置運営する法人に借地として貸与します。

設置運営方法につきましては、民設民営といたします。

3 ページ目は、認定こども園の整備スケジュール案になります。今年度の予定ですが、当該用地の取得について承認が得られましたら、設立運営法人の公募、選定及び用地の造成設計業務の発注を行います。

設立運営法人が決まりましたら、市と共同で保護者並びに地域の皆様方へ運営方針や保育内容、園庭工事の工程など説明を行う予定としております。

市が実施する用地の造成工事につきましては、2026 年度に園舎、園庭等の計画レイアウトも踏まえて、設立運営法人と協議調整を行いながら行うこととしています。

その後、2027 年度には国の補助金を活用して、運営法人において園舎の整備を行い、県の設置認可を受けた後、2029 年 4 月の開園を予定しております。

説明は以上です。

○石 飛 議 長      以上で、要点の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。  
(質疑なし)

○石 飛 議 長      質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終結いたします。  
お諮りします。本案は、委員会への付託を省略したいと思います。  
これに異議ありませんか。  
(異議なし)

○石 飛 議 長      異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。  
討論がありますので、まず本案に対する反対討論の発言を許します。  
反対討論なしと認めます。  
次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。  
熊高昌三議員。

- 熊 高 議 員      本議案に賛成の立場で討論させていただきます。  
今回の土地取得については、これまでいろいろ議論をされてきた流れの中で、現状の保育施設の安全性を素早く確保するという観点から、土地の取得という形に現市長になってから動いたというふうに認識をしております。  
そういった流れの中で、それは安全性を確保するための取組ということで認めていかざるを得ないなという気持ちがございますので、この土地そのものの取得については賛成をさせていただきます。  
しかし、これまでのいろいろ申し上げてきたように、子ども、子育て全般の総合的な取組、こういったものがこの認定保育園の建設に関わってどのように推移していくのかというのが今後一番重要になってくると思います。そういった全体的な子ども、子育て、そういった流れの中をどう示していくかということをお早急に取り組を形として示していただきたい、こういったことを要望して、この土地取得については賛成をさせていただきます。

- 石 飛 議 長      ほかに賛成討論の発言を許します。  
賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。  
これより、議案第 50 号「財産の取得について（吉田地区認定こども園用地）」の件を起立により採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕

- 石 飛 議 長      起立多数であります。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第 6 発議第 2 号 地方財政の充実・強化に関する意見書について

- 石 飛 議 長      日程第 6、発議第 2 号「地方財政の充実・強化に関する意見書について」の件を議題といたします。  
議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

13番、宍戸議員。

- 宍 戸 議 員      13番、宍戸邦夫でございます。提案理由を説明いたします。  
発議第 2 号、地方財政の充実・強化に関する意見書につきまして、提案理由を申し上げます。

地方財政は急激な高齢化を反映し、恒常的に社会保障費が増加する傾向にあります。これに加え、災害や感染症対策、物価高騰への対応も迫られています。このように、公共サービスのニーズは増加の一途をたど

っているため、今までどおりの地方財政規模を確保するのみでは十分なサービスは提供できるかは大いに疑問です。

これからも市民の皆さんのニーズに応えるためにも、私たちは安定した財源確保に向け、最大限の努力をする必要があります。

このため、来年度、2026年度の地方財政予算全体の安定確保に向け、国に対して地方財政の充実・強化を求め、意見書を提出するものです。これは全国的な取組として、各自治体、地方議会が毎年継続して行っているものですが、政府予算編成スケジュールでは、まず6月にいわゆる骨太方針が閣議決定され、翌年に向けた政府全体の基本的な方針が示されます。その後、8月には各省から概算要求が取りまとめられ、年末の財務省、各省間の最終的な協議を経て、地方財政対策、そして翌年の地方財政計画が総務省より公表されることになります。

地方財政確立に向けた取組は、こうした政府の予算編成スケジュールに合わせて進めることが重要だと考えます。

以上、よろしくお願いいたします。

○石 飛 議 長      以上で提案理由の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。  
(質疑なし)

○石 飛 議 長      質疑なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。  
お諮りします。  
本案は、委員会への付託を省略いたしたいと思います。  
これに異議はありませんか。  
(異議なし)

○石 飛 議 長      異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。  
(討論なし)

○石 飛 議 長      討論なしと認め、以上で討論を終結いたします。  
これより、発議第2号「地方財政の充実・強化に関する意見書」についての件を起立により採決いたします。  
本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕

○石 飛 議 長      起立多数であります。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第7 発議第3号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善と義務教育費  
国庫負担制度負担率の引上げをはかるための2026  
年度政府予算の拡充を求める意見書について

○石 飛 議 長      日程第6、発議第2号「ゆたかな学びの実現・教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度負担率の引上げをはかるための2026年度政府予算の拡充を求める意見書について」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

山根総務文教常任委員長。

○山根総務文教常任委員長

提案理由を説明いたします。

発議第3号「ゆたかな学びの実現・教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度負担率の引上げをはかるための2026年度政府予算の拡充を求める意見書」について、提案理由の説明をいたします。

本定例会会期中の総務文教常任委員会における陳情の審査案件について、6月20日に委員会を開き、審査した結果、採択をいたしました。

学校の働き方改革の推進は、教職員の心身の健康を守ることとともに、子どもたちへの豊かな学びを保障することにつながります。

しかし、教職員定数改善や業務削減が伴わなければ、働き方改革につながらず、計画的な教職員定数改善の推進が必要となっております。

義務教育費国庫負担制度については、三位一体改革の中で、国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられたことにより、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題があります。

よって、子どもたちへの豊かな学び、一定水準の教育を受けられることを保証するための条件整備として、35人学級について、中学校で確実に実施するとともに、高等学校でも早急に実施し、少人数学級について検討すること、計画的な教職員定数改善を推進すること、学級編制基準の弾力的運用の実施ができるよう、加配の削減を行わないこと、教職員の処遇について、新規採用を持続的に確保し、改善に必要な財政措置を講じること、カリキュラムオーバーロードの早期改善のため、学習指導要領の内容の精選等を行うこと、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げを求める意見書を政府に対して提出するものです。

何とぞ議員の皆様の御理解をいただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

○石 飛 議 長

以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○石 飛 議 長

質疑なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。

お諮りします。本案は、委員会への付託を省略したいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なし)

○石 飛 議 長

異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○石 飛 議 長

討論なしと認め、以上で討論を終結いたします。

これより、発議第3号「ゆたかな学びの実現・教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度負担率の引上げをはかるための2026年度政府予算

の拡充を求める意見書について」についての件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○石 飛 議 長 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第8 議会改革特別委員会の設置について

○石 飛 議 長 日程第8、「議会改革特別委員会の設置について」の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員定数、議員報酬の在り方について調査を行うため、委員会条例第6条第1項及び第2項の規定により、6人の委員で構成する議会改革特別委員会を設置し、これに付託の上、調査が終了するまで閉会中も継続して調査研究を行うことにいたしたいと思います。

これに異議ありませんか。

（異議なし）

○石 飛 議 長 異議なしと認めます。

よって、議員定数、議員報酬の在り方について調査を行うため、6人の委員で構成する議会改革特別委員会を設置することと決定いたしました。

お諮りします。ただいま設置されました議会改革特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、1番益田議員、2番佐々木議員、3番熊高議員、4番浅枝議員、5番小松議員、15番秋田議員を指名いたしたいと思います。これに異議ありませんか。

（異議なし）

○石 飛 議 長 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました以上の諸君を議会改革特別委員に選任することに決しました。

これより、発議第2号「地方財政の充実・強化に関する意見書」についての件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○石 飛 議 長 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時30分 休憩

午前11時41分 再開

~~~~~○~~~~~

○石 飛 議 長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

ここで先ほど設置されました議会改革特別委員会の正副委員長の互選

の結果が通知されていますので、御報告いたします。

議会改革特別委員会の委員長に秋田議員、同副委員長に熊高慎二議員、  
以上でございます。

~~~~~○~~~~~

日程第9 議員派遣の件について

○石 飛 議 長 日程第9、「議員派遣の件について」を議題といたします。

議員派遣については、会議規則第 167 条の規定により、お手元に配付  
しておりますとお決定いたしたいと思います。

これに異議ありませんか。

(異議なし)

○石 飛 議 長 異議なしと認めます。よって、本件については、これを承認すること  
に決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第 10 閉会中の継続審査の件について

○石 飛 議 長 日程第10、「閉会中の継続審査の件について」を議題といたします。

議会運営委員長及び各常任委員長より、お手元に配付した申出書のと  
おり、閉会中の継続審査の申出が提出されております。

本件については、これを承認することに異議ありませんか。

(異議なし)

○石 飛 議 長 異議なしと認めます。

よって、本件については、これを承認することに決定しました。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしまし  
た。

これにて令和7年第2回安芸高田市議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

午前 11時43分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員